

# 青森県報

第三千三百四十九号

平成二十三年

二月九日

( 水曜日 )

## 規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第一号

#### 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の□中「二百四十四万四千円」を「二百三十八万七千円」に改め、

同表の三の3の一の表中

一七、五〇〇円	一一、六〇〇円	三三、三〇〇円	三
二九、〇〇〇円	三七、五〇〇円	五一、三〇〇円	六

九、九〇〇円	五〇、五〇〇円	七、四〇〇円	
一、三〇〇円	七七、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	

を

一七、三〇〇円	一一、三〇〇円		
二八、六〇〇円	三七、〇〇〇円		

〇〇〇円	三一、八〇〇円	三九、三〇〇円	四九、八〇〇円	七、三〇〇円
〇〇〇円	五一、六〇〇円	六〇、四〇〇円	七五、九〇〇円	一〇、四〇〇円

改め、同3の一の表中

五、七〇〇円	七、七〇〇円	一一、六〇〇円	一四、
九、二〇〇円	一一、二〇〇円	一七、一〇〇円	二〇、

### 目 次

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………	( 健康福祉課 ) …… 一
告示	( 健康福祉課 ) …… 二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	( 同 ) …… 二
生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………	( 同 ) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	( 同 ) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の施術所の廃止の届出……………	( 同 ) …… 三
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	( 障害福祉課 ) …… 三
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	( 同 ) …… 三
肥料登録の有効期間の更新……………	( 食の安全・安心推進課 ) …… 三
建設業者の許可の取消し……………	( 三八地域局 ) …… 四
右 同……………	( 下北地域局 ) …… 四
公営企業……………	( 同 ) …… 四
青森県立中央病院清掃作業等の委託に係る一般競争入札……………	( 病院課 ) …… 四

〇〇〇円	一七、七〇〇円
三〇〇円	二五、八〇〇円

を

五、六〇〇円	七、六〇〇円	一、四〇〇円
九、一〇〇円	二、〇〇〇円	一六、九〇〇円

円 一三、八〇〇円	円 一七、五〇〇円
円 二〇、〇〇〇円	円 二五、四〇〇円

に改め、別表第一の九の3中「十九万九千

円」を「二十万千円」に、「十五万九千二百円」を「十六万八千八百円」に改め、同表の十一の2中「十三万七千五百円」を「十三万四千二百円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二万千六百円」を「二万三千三百円」に改め、同1の(二)中「二万七千四百円」を「二万七千七百円」に改め、同1の(三)中「一万八千七百円」を「一万八千四百円」に改め、同1の(四)中「二万五千六百円」を「一万五千四百円」に改め、同1の(五)中「二万七千二百円」を「二万七千五百円」に改め、同1の(六)中「一万五千四百円」を「一万四千九百円」に改め、同1の(七)中「一万五千六百円」を「一万五千九百円」に改め、同1の(八)中「二万四千三百円」を「二万三千九百円」に改め、同1の(九)中「八分の一」を「七分の五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合」に、「百分の百五十」を「その割合に百分の二十五を加算した割合」に改め、「得た額」の下に「(業務(知事が定める業務を除く。))に従事した時間が一箇月について六十時間を超えた場合にあつては、その六十時間を超えて従事した時間に対して百分の百五十(午後十時から翌日の午前五時までの間に従事した場合にあつては、百分の百七十五)を乗じて得た額」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の九の3並びに別表第二の一の1の(五)及び2の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

告

示

青森県告示第百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
すぎ薬局	八戸市大字湊町字本町五二の七	平成三二・三

青森県告示第百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
東村 昭	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山五六の二	あきら整骨院	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山五六の二	平成三二・三

青森県告示第百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。)

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所 在 地 又 は 住 所	廃止年月日
すずき薬局	八戸市大字湊町字本町五二の七	平成三・三・三

青森県告示第百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
東村 昭	西津軽郡鰺ヶ沢町 大字長平町字甲音 羽山五六の二	あきら整骨院	西津軽郡鰺ヶ沢町 大字長平町字甲音 羽山五六の二	平成 三・一・四

青森県告示第百十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
七福薬局むつ	むつ市中央二丁目五の一九	平成三・三・一

青森県告示第百十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
国民健康保険川内診療所	むつ市川内町休所四二の六二	平成三・三・一

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十三年二月一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三三八号	肉骨粉	チキンミール	窒素全量一〇・四 りん酸全量七・一	公定規格のとおり	株式会社 ブルーローズ 八戸市卸セン ター一丁目一 の八

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社光洋電気商会

二 代表者の氏名 田名部 助右工門

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字千刈二一の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五七七七号

五 取消年月日 平成二十三年一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大山建工社

二 氏名 大山 和夫

三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町川内三七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一一九三五号

五 取消年月日 平成二十三年一月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年十月三十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県立中央病院清掃作業等の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十三年二月九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる作業の委託

1 作業名 青森県立中央病院清掃作業等

2 作業内容 入札説明書による。

3 作業期間 平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの三年間

とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この

契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契

約を解除することがある。）

4 作業場所 青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）ほか

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、

平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）

又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）

の一の規定により清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

5 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二に定める業務について厚生労働省令で定める基準に適合した者であること。

6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条に規定する特定建築物又は医療法第一条の五第一項に規定する病院において、延べ床面積八千平方メートル以上の清掃業務を、平成十八年四月一日以降、十二月以上継続して履行した実績を有すること。

7 本業務について入札説明書に記載された作業体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 管理課

電話 〇一七 七二六 八三一九

2 入札書の提出期限

平成二十三年三月二十五日 午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階大会議室

平成二十三年三月二十五日 午前十時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百五十九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成二十三年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、七の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書等を入札書の提出期限までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき本業務の作業計画書を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該作業計画書に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該作業計画書の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

本業務に要求する仕様等が満たされていると判断した2の(二)の作業計画書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積の総額のうち一事業年度分の金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札手続の停止等

平成二十三年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続  
について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

- 1 Service to be required :  
Cleaning of Aomori Prefectural  
Central Hospital
- 2 Fulfillment period :  
From April 1, 2011 through March 31,  
2014
- 3 Time Limit for tender :  
10:00 a.m. March 25, 2011
- 4 Contact point for the notice :  
Aomori Prefectural Central Hospital  
2-1-1 Higashitukurimichi,  
Aomori City, Aomori 030-8553  
JAPAN  
TEL 017-726-8319

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭